



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 2 2 号 令和 8 年 3 月 1 3 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 3 4	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
1 3 5	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
1 3 6	特定調達契約について一般競争入札に付する件	都市計画課
1 3 7	公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した件	港湾政策課
1 3 8	特定調達契約について一般競争入札に付する件	同

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	水稻の奨励品種の採用及び廃止を決定する件	みどり戦略推進課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3 4	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
35	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		
36	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件		
37	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
	学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則		

徳島県告示第百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社あいびい	阿南市那賀川町上福井橋本三二番地四	ヘルパーステーション ひなた	阿南市羽ノ浦町宮倉太田六一ストウテナント二〇五	訪問介護	令和八年二月一日
医療法人いちえ会	徳島市徳島町二丁目五四番地	伊月福祉用具レンタルサービス	徳島市昭和町八丁目四八番地三〇	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同

徳島県告示第百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人いちえ会	徳島市徳島町二丁目五四番地	伊月福祉用具レンタルサービス	徳島市昭和町八丁目四八番地三〇	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和八年二月一日

徳島県告示第百三十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達をする特定役務の名称及び数量

徳島県盛土防災情報管理システム第二期構築及びクラウド移行業務 一式

2 調達をする特定役務の特質等

入札概要書、徳島県盛土防災情報管理システム第二期構築及びクラウド移行業務仕様書（以下「仕様書」という。）等（以下これらを「入札概要書等」という。）による。

3 業務委託期間

契約締結日から令和九年三月三十一日まで

4 納入場所

入札概要書等による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から10までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

3 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した「同種・類似業務」に係る業務の元請けとして、この入札公告の公告日までの間に完了した業務実績を有する者であること。

なお、「同種・類似業務」とは、「GISを活用して防災関連情報等をデータベース化し、行政内部における情報共有及び外部公開を行うシステムの開発業務や改修業務」をいう。

4 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置の対象となっていない者であること。

5 この入札に係る入札概要書等の交付を受けた者であること。

6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

7 過去一年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。

8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

9 四に示す入札参加資格の確認を受けた者であること。

10 元請けとして実施した国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の3に規定する「同種・類似業務」に従事した者を雇用しており、従事技術者として配置できること。

三 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所及び入札概要書等についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県土整備部都市計画課盛土防災・事前復興担当

電話 八八 六二一 二五六六

ファクシミリ 八八 六二一 二八六九

電子メール toshikei@kakuka.pref.tokushima.lg.jp

2 入札概要書等の交付期間

令和八年三月十三日（金曜日）から同年四月十四日（火曜日）まで

3 入札概要書等の交付方法

入札概要書等交付申込書及び機密保持誓約書の提出があった者に電子メール等にて交付する。

四 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを誓約する書類（以下「条件付一般競争入札参加資格確認申請書」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる提出期間内に2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した条件付一般競争入札参加資格確認申請書に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

条件付一般競争入札参加資格確認申請書の審査の結果、入札参加資格を有すると判断した者に限り入札に参加できるものとする。

2 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

(一) 提出期間

令和八年三月十三日（金曜日）から同年四月十四日（火曜日）まで（徳島県の休日を含め、日を含め、平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県土整備部都市計画課盛土防災・事前復興担当

電子メール toshikei@kakuka.pref.tokushima.lg.jp

(三) 提出方法

直接持参、郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、(一)に掲げる提出期間内に必着のこと。）又は電子メール（送信後に電話により着信を確認すること。）による

ものとする。

- (四) 入札参加資格の確認の結果
入札参加資格の確認の結果は、令和八年四月二十日（月曜日）までに電子メール等により通知する。

五 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和八年四月二十三日（木曜日）午後二時

- (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁万代庁舎八階八〇二会議室

- (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。また、封筒の表面に「徳島県盛土防災情報管理システム第二期構築及びクラウド移行業務入札書在中」と朱書すること。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

- (一) 受領期限

令和八年四月二十二日（水曜日）午後五時

- (二) 宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部都市計画課盛土防災・事前復興担当

3 入札の方法

入札金額は、仕様書に記載した各種費用を積算の上、業務委託料を記載すること。代金の見積りに当たっては、仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者のした入札

- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封筒の表面に「徳島県盛土防災情報管理システム第二期構築及びクラウド移行業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

- (三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 開札

1の(一)に掲げる日時及び1の(二)に掲げる場所において入札者の立会いの上、開札を行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、本件入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であつて、入札金額が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、その総額について最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県国土整備部都市計画課

徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）に定める単位に限る。

11 その他

詳細は、入札概要書等による。

六 Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Required

Tokushima prefecture embankment disaster prevention information management system: phase 2 development and cloud migration services 1 set

2 Time Limit of Tender

2:00 p.m. on April 23, 2026

3 For further information, please send all enquiries to the following address.

City Planning Division, Prefectural Land Management Department, Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2566

徳島県告示第三百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和八年三月十三日

徳島小松島港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 後藤田 正 純

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 後藤田正純

4 代表者の住所 徳島市幸町一丁目三七番地

二 埋立区域

1 位置

3 工区 小松島市和田島町字松田新田一六五番の一七の地先公有水面

2 区域

次の²¹³の地点から²¹⁴の地点までを順次に結んだ線及び²¹⁴の地点と²¹³の地点を結んだ線により囲まれた区域

²¹³の地点 基点（三等三角点田野北緯三三度五八分四六秒、東経一三四度三六分二六秒）から五五度五〇分四一秒二、四二四・〇〇メートルの地点

²¹⁰の地点 ²¹³の地点から一四八度五六分二四秒二五七・九二メートルの地点

²⁰⁹の地点 ²¹⁰の地点から一四八度五六分二七秒一四・〇〇メートルの地点

²⁰⁸の地点 ²⁰⁹の地点から一三八度五六分三秒一〇六・四六メートルの地点

²¹⁴の地点 ²⁰⁸の地点から三三六度二九分四九秒二七四・三二メートルの地点

3 面積 二四、〇四四・七〇平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成六年十二月二十七日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港湾第二百七十二号

四 竣功認可の年月日 令和八年三月十三日

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 小松島市

徳島県告示第百三十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 製造物品等の件名及び数量
港湾荷役機械リーチスタッカー 一式
- 2 製造物品等の特質等
仕様書による。
- 3 製造請負期間
契約締結日の翌日から令和十年三月十日まで
- 4 製造物品等の納入場所
徳島小松島港 赤石地区 岸壁 背後埠頭用地

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - 5 この入札の公告日までに、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条に規定する港湾管理者と港湾荷役機械リーチスタッカーの製造請負契約を数回以上にわたって締結し、かつ、納入した実績を有する者であること。
 - 6 入札参加資格審査申請書の提出時において、製造会社から港湾荷役機械リーチスタッカーの販売権を得ている者であること。
- 三 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付場所並びに契約条項を示す場所等
- 1 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県土整備部港湾政策課管理担当（電話〇八八 六二一 二五八九）
 - 2 入札説明書等の交付期間
令和八年三月十三日（金曜日）から同年四月二十四日（金曜日）まで（県の休日）

徳島県の休日を含め定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）。

四 入札参加手続

入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書及び3に掲げる入札参加資格確認資料を提出しなければならない。

1 提出期間

令和八年三月十三日（金曜日）から同年四月二十四日（金曜日）午後五時まで（郵送により提出する場合は、同月二十四日（金曜日）午後五時までに必着のこと。）

2 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県土整備部港湾政策課管理担当

3 入札参加資格確認資料

- (一) 入札参加資格確認票
- (二) 港湾荷役機械リーチスタッカー納入実績
- (三) 港湾荷役機械リーチスタッカー製造応札仕様等確認表
- (四) 港湾荷役機械リーチスタッカーの製造会社との販売権が証明できる書類

4 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に件名並びに入札参加希望者の住所及び商号又は名称を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書すること。）

5 入札参加資格の審査結果は、令和八年五月十三日（水曜日）までに郵送により通知する。

五 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和八年五月十八日（月曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地
徳島県庁十一階共用一〇二会議室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和八年五月十五日（金曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「港湾荷役機械リーチスタッカー 一式入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、四によりこの公告及び入札説明書等に示した製造物品等を納入することができるものと認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

詳細は、入札説明書等による。

六 Summary

1 Nature and Quantity

Reach Stacker 1 set

2 Time Limit of Tender

11:00 a.m. on May 18, 2026

3 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Port Policy Division, Prefectural Land Management Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2589

公 告

水稻の奨励品種の採用及び廃止を次のように決定する。

令和八年三月十三日

徳島県知事

後藤田

正

純

- 一 奨励品種として新たに採用するもの
品種名 にじのきらめき
- 二 奨励品種の廃止をするもの
品種名 あきたこまち
あわみのり
日本晴

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一一、八三八人

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六五、三一一人

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六八、九七三人
鳴門	一五、二五五人
小松島・勝浦	一一、六七八人
阿南	一九、一三一人
吉野川	一〇、六九一人
阿波	九、七〇八人
美馬	九、五七二人
三好第一	六、四一三人
名西	八、二〇二人
那賀	二、〇五二人
海部	五、〇二二人
板野	二六、九一〇人
三好第二	三、六九五五人

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年三月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六五、三一一人

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十三日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(規則六 二八)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第八条の二中「第三条第一項及び第二項」を「第三条」に、「第六条第三項並びに」を「第六条第三項及び」に改める。

(学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和七年三月三十一日公布)を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三条第二項」を「第三条第一項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定(学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第三条第三項を削る改正規定に限る。)による改正後の同規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

3 学校職員の給料等の支給に関する規則(規則六 二四)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号を次のように改める。

二 給料の月額に対するへき地手当の月額